

気地第 233 号
消防総第 211 号
平成 28 年 3 月 24 日

各都道府県消防防災主管部長 殿

気象庁地震火山部管理課長
消防庁総務課長

火災信号と津波警報におけるサイレン音の吹鳴パターンの重複に関して 留意すべき事項について（通知）

内閣府が実施した「地方分権改革に関する提案募集」に対して、消防法施行規則第三十四条で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」の打鐘信号及びサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の打鐘信号及びサイレン音の吹鳴パターンが重複していることで、災害発生時における消防団員や住民等の適切な避難行動に混乱を来す懸念があり、重複を解消すべきとの提案が全国市長会からあった。

当該音については、双方の場合において非常事態を知らせることが何よりも重要であることから、火災信号と津波警報標識で同様の吹鳴パターンとなっていたものであり、重複による支障は特段生じていないと認識しているが、今回の提案も踏まえ、改めて下記に留意して運用するよう通知する。本留意事項については、貴都道府県内の市町村にも共有願いたい。

なお、今後、改めて本指摘を踏まえて各自治体等におけるサイレン音の運用状況等について調査を実施する予定としている。

記

- 打鐘信号及びサイレン音による情報伝達に加えて、広報車の巡回や携帯端末向け情報配信サービス等、可能な限り多くの手段で周知の措置を図ること。
- 津波警報等については、防災行政無線等により伝達する際に、「津波警報が発表されました」等の音声を併せて伝えるよう配慮すること。

以上

【本件連絡先】

気象庁地震火山部管理課

課長補佐 橋本, 調査官 岩村

03-3211-8684

消防庁総務課

課長補佐 橋本, 総務事務官 高柳

03-5253-7506